

## 建設工事請負契約における契約保証の見直しについて

防衛省が発注する建設工事請負契約における契約保証は、これまで予定価格がWTO基準額以上の工事又は特段の事情があると認められる工事において、役務的保証（保証金額は請負代金額の30%以上）を義務付けていましたが、**今後は原則として金銭的保証を採用することとしました。**

詳細は、各発注機関の発注見通しや入札公告等をご確認ください。

### 改正内容

区 分	契約保証の内容
WTO基準額以上の工事	<b>金銭的保証</b> （30%以上）
WTO基準額未満の工事	金銭的保証（10%以上）
特段の事情があると認められる工事※	役務的保証（30%以上）

※役務的保証を付した工事の追加工事。

### 適用時期

令和7年10月1日以降に入札公告等に付す工事から適用します。

問合せ先  
防衛省  
整備計画局 建設制度官付 契約制度企画班  
03-3268-3111（内線）36420